平成２６年（フ）第２３９号
徳島県阿波市阿波町元町84番地４　ラ・フォーレＢ－102号、旧住所徳島県阿波市市場町大俣字八幡54番地２
債務者　藤原　良子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５８号
徳島県徳島市新浜町３丁目１番64－６号、旧住所大阪府大阪市西淀川区歌島１丁目13番19号
債務者　前田　梨沙（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６８号
徳島県鳴門市大津町吉永452番地８　月見荘４号
債務者　八木　　弘
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７０号
徳島県徳島市応神町古川字東136番地　アグレア・エスポワール205号室、旧住所徳島県鳴門市大津町吉永251番地13
債務者　鴻野　友美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８１号
徳島県阿波市市場町山野上字大西110番地１アノハイツⅡ105号、旧住所徳島県吉野川市鴨島町知恵島920番地２
債務者　藤岡　忠真
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０６号
佐賀市鬼丸町１番22号　アパートメント鬼丸202号
債務者　松崎　惠子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６６８号
熊本市南区出仲間６丁目14番55号　レオパレス田迎103号
債務者　福田　　巖
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６６９号
熊本市南区良町２丁目12番13－101号　つるコーポ
債務者　福田　小織
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６７９号
熊本市東区健軍１丁目35番２－101号
債務者　永野　道子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６８２号
熊本市南区南高江３丁目５番53－303号　コーポ東
債務者　澤田　幸恵（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６号
栃木県真岡市田町1730番地３雇用促進住宅２棟504号
債務者　栗原　良春
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第６６３号
熊本市西区島崎７丁目27番33号　島崎ハイツ102号
債務者　西村　清和
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６６４号
熊本市西区島崎７丁目27番33号　島崎ハイツ102号
債務者　西村ケイ子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７６号
青森県むつ市川内町川内140番地
債務者　岡田美恵子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
青森県上北郡七戸町字倉越72番地６
債務者　倉岡　志美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
青森市桜川９丁目20番８－402号
債務者　青木　貴彦
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで　青森地方裁判所民事部破産係